

II 住宅改修費関係

1 住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。

(答)

「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。

III 短期入所的な施設サービスの利用について

1 短期入所的な施設サービスの利用について、短期入所サービスとして行う場合と施設サービスとして行う場合の明確な基準はあるか。

(答)

短期入所サービスについては、その運営に関する基準において「サービスの内容及びその利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない」とされており、あらかじめ利用期間（退所日）を定めて入所するという前提がある。

したがって、あらかじめ退所日を決めて入所する場合、そのサービスは短期入所サービスであり、このようなサービス利用を「施設入所」とみなすことは、短期入所の利用日数に一定の限度を設けた趣旨を没却する結果につながるため、認められないものである。

IV 給付管理業務関係

1 月をまたがる場合の支給限度管理について
訪問介護深夜帯11:30~0:30(1時間未満)で、かつ月をまたがる場合の支給限度管理はどちらの月で行うのか。また、サービス利用票の記入の仕方は。

(答)

サービス提供開始時刻の属する区分(前月)により算出し、管理されたい。

Ⅶ 請求方法関係

1 特別地域加算の算定について

特別地域加算は、「1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する」とあるが、個別のサービスコードごとの合成単位数に100分の15の加算の額を計算して積み上げるのか、それともサービス利用票別表の記載例のようにサービス種類の単位数の合計に対して100分の15を算定するのか。

(答)

特別地域加算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計に対して100分の15を加算として算定すること。

記載方法例：

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分	公費対象単位数	原価
					原価		
家事援助3・夜間	112312	278	8	2224			
家事援助4	112411	305	4	1220			
身体介護4	111411	803	7	5621			
身体介護5	111511	1022	3	3066			
特別地域訪問介護加算	118000	1820	1	1820			

サービス種類 コード/名称	単位数	回数	サービス単位数	公費分 原価	公費対象単位数	原価
11 訪問介護	1	1	1			
22 E	2	2	4			
③計回単位数	1	2	1	3	1	
④介護管理 対象単位数	1	2	1	3	1	
⑤介護管理 対象外単位数		1	8	2	0	
⑥福利単位数(④の うち⑤でない単位数)	1	3	9	5	1	
⑦公費分単位数						
⑧単位数単位	1	0	2	4		
⑨介護費率	1	2	5	5	5	9
⑩利用者負担額	1	3	9	5	1	
⑪公費請求額						
⑫公費分二人負担						

$12131 \times 15\% = 1820$
 (小数点以下四捨五入)

2 食事費用欄の記載について

様式第8、9、10の食事費用欄の「特別食」の「単価」には、加算金額のみを記載するのか、それとも基本食事サービス費との合計金額を記載するのか。

(答)

「特別食」の「単価」欄には1日あたりの基本食事サービス費+特別食加算の金額を記載すること。

記載例:

4月1日～30日入所

4月21日～30日まで特別食加算あり

基本食事サービス費2120円、標準負担額(日額)760円

食事費用 請求額	食事提供費				金額	標準負担額(月額)				食事提供費請求額				標準負担額
	基本 日額	日数	単価	金額		標準 日額	日数	金額	標準 日額	日数	金額			
基本	20		2120	42400	22800	44300								
特別食	10		2470	24700										
合計	30	公費日数		67100	公費請求分									

保険と公費(生活保護受給者)の併給請求の記載例:

4月1日～30日入所、1日～30日生活保護適用

4月21日～30日まで特別食加算あり

基本食事サービス費2120円、標準負担額(日額)300円

食事費用 請求額	食事提供費				金額	標準負担額(月額)				食事提供費請求額				標準負担額
	基本 日額	日数	単価	金額		標準 日額	日数	金額	標準 日額	日数	金額			
基本	20		2120	42400	0	58100								
特別食	10		2470	24700										
合計	30	公費日数	30	67100	公費請求分	90000								

3 介護給付費請求書別紙について

居宅療養管理指導のみの請求の場合も、介護給付費請求書別紙を添付することになるのか。

(答)

当該事業所において、提供するサービスが居宅療養管理指導のみの場合は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)附則第2条で規定する様式第一(二)「介護給付費請求書別紙(請求の基礎となる施設・人員等の区分)」の提出を省略しても差し支えない。

なお、電子情報処理組織等を用いた請求の場合においても、当該事項に係る入力等はこれと同様、不要とする。